

国指定西之島鳥獣保護区 保護管理マスタープラン



西之島（旧島から新島方面を望む）



カツオドリ幼鳥（西之島）

平成23年3月

環境省
関東地方環境事務所

目 次

第1 国指定鳥獣保護区の現状	-----	1
1. 名 称	-----	1
2. 設定区分	-----	1
3. 場所及び区域	-----	1
4. 面 積	-----	1
5. 他の法令による規制関係	-----	1
6. 鳥獣保護区の存続期間	-----	1
7. 鳥獣の生息環境	-----	1
(1) 地形・地質	-----	1
(2) 植生	-----	2
(3) 昆虫類	-----	2
(4) 甲殻動物	-----	2
8. 鳥獣の生息動向	-----	2
9. 鳥獣の捕獲状況	-----	2
第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等	-----	3
1. 指定目的	-----	3
2. 保護管理業務の実施に当たっての留意事項	-----	3
(1) 集団繁殖地としての管理方針	-----	3
(2) 関係機関及び地域との連携	-----	3
第3 許認可に関する事項	-----	4
第4 施設の整備及び管理に関する事項	-----	4
第5 その他保護管理に必要な事項	-----	4

第1 国指定鳥獣保護区の現状

- 1 名称 国指定西之島鳥獣保護区
- 2 設定区分 集団繁殖地の保護区
- 3 場所及び区域 東京都小笠原村西之島（別図参照）
- 4 面積 鳥獣保護区 29ha
うち特別保護地区 29ha
所有別面積内訳
国有地 26ha（*）
（*）西之島は1973年の火山活動により島の形状が著しく変わり、現在の総面積は29haであるが国有地面積の合計とは一致しない。
- 5 他の法令による規制関係
 - ・ 自然公園法
小笠原国立公園
特別保護地区 29ha
- 6 鳥獣保護区の存続期間
平成20年8月1日から平成39年10月31日まで（19年3か月間）

7 鳥獣の生息環境

（1）地形・地質

西之島は、第4紀の海底火山の活動によって形成された。他の小笠原諸島と同様に、島が成立して以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島である。

標高25mの平坦な円形の島であり、1973年の海底火山の噴火により発生した東側の新島部分と西側の旧島部分とが噴火堆積物で繋がって形成されている。

地質は新旧両島部が溶岩であり、両島を繋ぐ平坦部は砂礫質である。新島台地部分は、溶岩の風化が進んでおらず土壌がない状態である。島の南部の新島低地には池が存在する。

(2) 植生

西之島の植物相は現在スベリヒユ等6種の草本類・低木が確認されており、すべて広域分布種である。噴火後の1980年の調査ではオヒシバ、スベリヒユ、イヌビエ、グンバイヒルガオの4種が確認されており、その後ハマゴウ及びツルナの海流散布植物2種が新たに定着したと考えられ、今後も新たな種が定着する可能性がある。植生は旧台地上が植被率約50%、新島低地が20%、新島台地は見られない。島全体を見ても草本類の群落が主であり森林は形成されていない。

地史的に若く海底火山の噴火の影響も受けている西之島の植物相は、小笠原諸島と比べると貧弱ではあるが、植生は外来植物が進入していない自然度の高い状態であり、噴火後の海流散布による新規定着種の侵入経過を知る貴重な環境といえる。

(3) 昆虫類

既往の調査結果から、オオシワアリ、オオズアカアリ、アカタテハ、トビカツオブシムシ、ハサミムシの一種、カメムシの一種（ナガカメムシ科）、シロオビノメイガ、ハエの一種（イエバエ科）、ウスバキトンボの生息が確認されている。

西之島は総合的な動物相全体の調査がなされていないため、今後あらたな種の生息確認が予想される。

(4) 甲殻動物

アカカクレイワガニ、スネナガイワガニ、アカアシイワガニ、ミナミスナガニの生息が確認されている。

8 鳥獣の生息動向（別表参照）

当該地域は、小笠原諸島父島の西方約130kmに位置し、これまでに26種の鳥類が記録されている。1991年及び2004年の調査において確認されている鳥類は12種であり、そのうち9種類の海鳥について繁殖が確認されている。小笠原諸島で現在繁殖が確認されている海鳥は15種類であることを考えると西之島ではその60%の種が繁殖していることになり、29haと小さい島であるが海鳥相が非常に豊かである。

9 鳥獣の捕獲状況

当該区域内での鳥獣捕獲実績はない。

第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等

1 指定目的

西之島鳥獣保護区は、東京都の南方約1,000km、小笠原諸島父島の西方約130kmに位置する西之島の全域である。

西之島は、南北約0.6km、東西約0.7kmほどの海洋島である。西之島は、最高地点の標高が25mと平坦であり、溶岩により形成された旧島台地及び新島台地並びにそれらをつなぐ火山堆積物により形成された砂礫質の低地からなる。その植生については、旧島部分及び低地部分においては草本群落が見られるものの、1973年の火山噴火により形成された新島台地部分においては植生は確認されていない。また、西之島は入植されたことがなく無人島である。

このような自然環境を反映して、当該区域には環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のアカオネツタイチョウ、絶滅危惧Ⅱ類のアオツラカツオドリ、オオアジサシ及びオーストンウミツバメを始め、カツオドリ、オナガミズナギドリ、セグロアジサシ等の海鳥類の集団繁殖が多く確認されている。

このように、当該区域は、海鳥類の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

2 保護管理業務の実施に当たっての留意事項

(1) 集団繁殖地としての管理方針

当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とし、漂流・漂着ゴミ、侵略的外来種等の鳥類の生息に悪影響を与える環境変化について情報収集を行うことにより、環境変化が発生した場合において早期に適確な対応ができるよう努めるものとする。

(2) 関係機関及び地域との連携

本保護区の保護管理に当たっては、国、東京都、小笠原村と情報を共有し、密接に連携して取り組みを行うこととする。

第3 許認可に関する事項

- 1 法第9条 第1項に基づく鳥獣捕獲の許可
「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。
- 2 法第37条に基づく劇薬等の使用許可
「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。

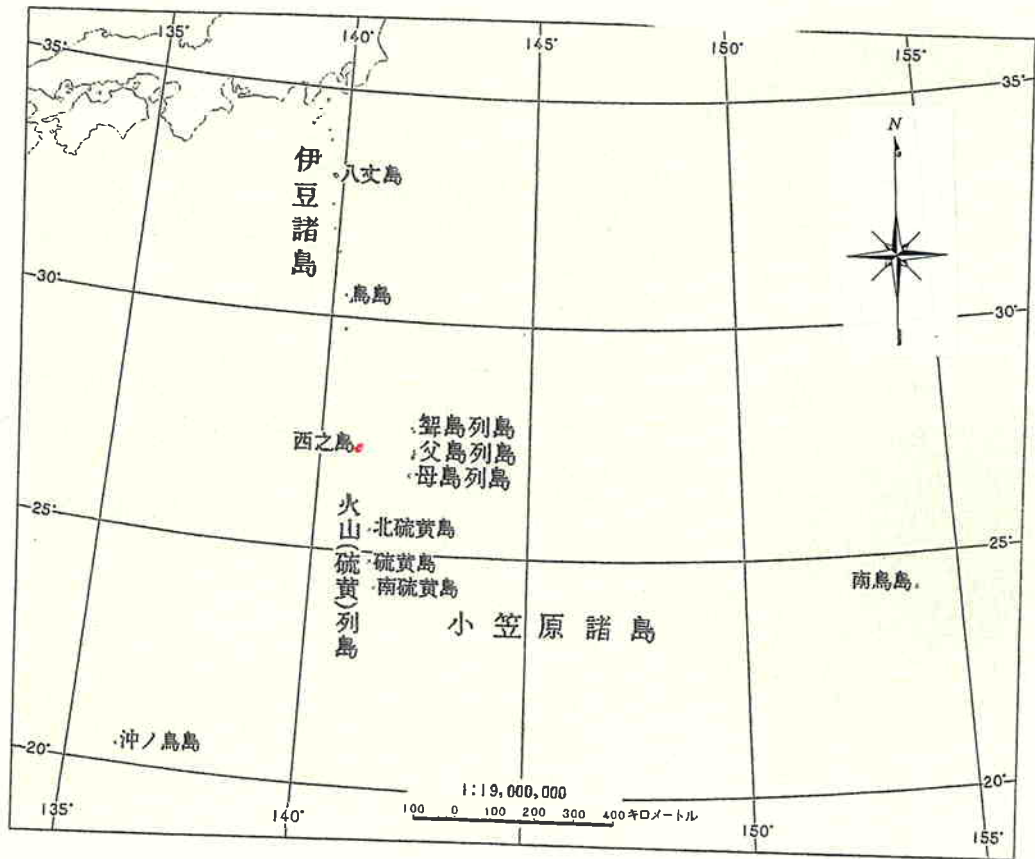
第4 施設の整備及び管理に関する事項


- 1 鳥獣保護区の保護及び利用に必要な施設
当該区域は無人島で一般の立入りはないため、施設の整備は行わない。
- 2 鳥獣保護区の標識等
西之島は無人島で一般利用者の立入りはないため、特に標識及び案内板の整備は行わない。

第5 その他管理に必要な事項

上記のとおり、西之島は歴史が浅く、陸化直後の植生から遷移が進み、生態系が複雑化していくものと予想され、学術的に貴重な場所である。このため、研究者、関係機関等と連携し、遷移による植生変化、これに伴う海鳥類の生息及び繁殖状況の変化を定期的に把握するよう努める。また、上陸及び周辺海域の調査等の際には、人為的な外来種の侵入が起こらぬよう特に配慮が必要である。

国指定西之島鳥獸保護区(西之島特別保護地区) 位置図




凡 例	
	鳥獸保護区(特別保護地区)

国指定西之島鳥獸保護区(西之島特別保護地区) 区域图

小 笠 原 村



凡 例	
	鳥獸保護区(特別保護地区)

資料 3

別表

鳥類

(噴火は 1973 年。●は繁殖○は非繁殖記録)

目	科	種または亜種	種指定等	噴火前	噴火後	
ミズナギドリ	アホウドリ	アホウドリ	VU 国内／特天	●		
		クロアシアホウドリ		●		
	ミズナギドリ	アナドリ		●	●	
		オナガミズナギドリ		●	●	
		コミズナギドリ		(○)		
ウミツバメ	オーストンウミツバメ	VU		●		
ペリカン	ネッタイチョウ	アカオネッタイチョウ	EN		●	
		シラオネッタイチョウ			○	
	カツオドリ	カツオドリ		●	●	
		アオツラカツオドリ	VU		●	
		アカアシカツオドリ	EN	○		
コウノトリ	サギ	コサギ			○	
カモ	カモ	カモSP.			○	
ツル	クイナ	ツルクイナ			○	
チドリ	チドリ	コチドリ		○		
		シロチドリ		○		
		ムナグロ			○	
	シギ トウゾクカモメ カモメ	キョウジョシギ				○
		クロトウゾクカモメ		○		
		オオアジサシ	VU	●	●	
		セグロアジサシ		●	●	
		クロアジサシ		●	●	
スズメ	ツバメ	ツバメSP.			○	
	セキレイ	キセキレイ		○		
	ツグミ	ジョウビタキ イソヒヨドリ		○	○	
合計 (種)		26		15	17	

(注)

1 この資料は「平成17年度国指定鳥獣保護区指定に関する調査(西之島)報告書」
独立行政法人森林総合研究所(平成18年3月)より作成したものである。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

特天：国指定特別天然記念物

レッドデータブック(平成14年環境省)

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、

NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

国内：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」による

国内希少野生動植物種

申請書類の進達ルート（関東地方環境事務所管内）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

